

身体障がい者使用自転車証交付申請書

申請日 令和 年 月 日

福岡市長

私（申請者）は、自転車駐車場からの歩行が困難なため、身体障がい者使用自転車証の交付を下記のとおり申請します。

なお、申請書裏面に記載の交付を受ける条件を遵守し、これに違反した場合は、身体障がい者使用自転車証の取り消し、自転車の撤去等の措置をされても異議を申し出ません。

記

1. 申請者について

氏名	ふりがな (※)	生年月日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日生
住所	〒 TEL			

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

2. 使用する自転車（身体障がい者使用自転車証の認定を受ける自転車）について

防犯登録番号 ※1		車体番号 ※2	
--------------	--	------------	--

※1 防犯登録をしていない方は、自転車店等で防犯登録を行ってください。

※2 通常、自転車のフレームの裏側などにありますが、車種によって異なります。

3. 申請者の状況（該当する障がい種別に○をつけて、等級数をご記入ください。）

身体障害者福祉法に基づく身体障害者障害程度等級表

肢体不自由	下肢	級
	体幹	級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	移動機能
心臓機能障害		級
じん臓機能障害		級
呼吸器機能障害		級
ぼうこう・直腸機能障害		級
小腸機能障害		級
免疫機能障害		級
肝臓機能障害		級

(裏面へ続く)

○身体障がい者使用自転車証を交付するにあたっての条件

- 1 申請書に記載した自転車（以下、使用自転車）は、福岡市自転車の放置防止に関する条例による撤去の対象としません。ただし、道路交通法等に基づく取締りを免れるものではありません。

また、以下の場所には駐輪しないでください。駐輪された場合は、本市（放置自転車対策業務を委託した業者、自転車駐車場の指定管理者を含む、以下同じ）は支障とならない場所へ移動できるものとします。

- ア 交差点付近
- イ 歩行者専用道路内
- ウ バス等の停留所付近
- エ 横断歩道付近
- オ 視覚障がい者誘導ブロック付近
- カ 駐車場出入口付近
- キ 消防用機械器具及び消防用防火水槽付近
- ク 自転車駐車場（満車などにより駐車場を利用できない場合を除く）付近
- ケ その他交通や市民の日常生活に著しく支障となる場所

なお、上記クについては、満車により駐車場を利用できないため駐車場に隣接してとめた場合、その後、本市が駐車場の空車を確認すれば、駐車場へ移動・繫留できるものとします。

- 2 身体障がい者使用自転車証（以下、自転車証）は、有効期限内において申請者及び使用自転車にのみ有効です。
- 3 自転車証を使用する際は、本市が交付する自転車証のシールを使用自転車のサドル下のフレーム部分や後部カバー等見えやすい場所に貼り付け、身体障害者手帳を必ず所持してください。
本市から身体障害者手帳の請求があった場合、これを提示する必要があります。提示できない場合、撤去の対象となります。
- 4 道路、公園などの公共の場所を使用自転車の保管場所としないでください。
- 5 自転車証を申請者以外へ貸与もしくは譲渡しないでください。また改ざんはしないでください。
- 6 申請者以外の者が自転車証を使用した場合、撤去の対象となります。ただし、使用自転車について、撤去日以前に盗難届が提出されている場合はこの限りではありません。
- 7 申請事項に変更が生じた場合、再度申請してください。また自転車証が不要となった場合、速やかに市へ返納してください。
- 8 福岡市自転車の放置防止に関する条例の目的達成のため、やむを得ない必要が生じた場合、自転車証を取り消すことがあります。

以上